



負けるな労働者!

シリーズ



サービス残業は 違法です!

未払い残業代は2年間遡って請求できます。請求時には未払い残業代と同額の「付加金」や「遅延損害金(年利6%)」も請求できます。

6ヵ月以下の懲役!
30万円以下の罰金!



1

未払い賃金は刑事罰の対象

労働基準法では、使用者が時間外や休日に働かせた場合、割増賃金を支払うことを義務づけています。これに反した場合は6ヵ月以下の懲役か30万円以下の罰金という刑事罰の対象となることが記載されています。

2

サブロク協定とは?

労働基準法36条では会社が法定労働時間(主な場合、1日8時間、週40時間)を超える時間外労働を命じる場合、労組などと書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。

政府は、36協定を見直し、上限を超える残業を原則禁止して罰則規定で規制を強化する方向。しかし、「特別条項」の問題点があり実効性のない中身となっている。

3

36条の協定にも上限あり

36協定を結んでも残業時間には一定の上限があり、一般的には1週間の場合は15時間、2週間は27時間、4週間は43時間、1ヵ月で45時間、2ヵ月で81時間、3ヵ月で120時間、1年間で360時間が延長限度になります。

ひとりでも
誰でも入れる

RENTAI UNION

相談無料
秘密厳守



06-6583-5546
web@rentai-union.com

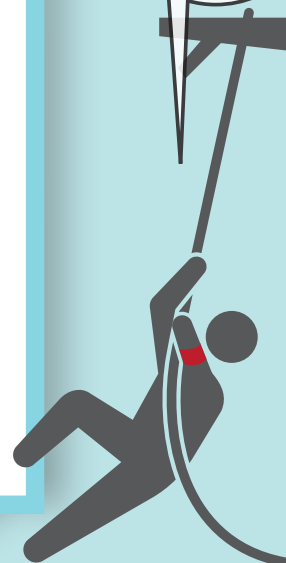
6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金

- ◇ 公民権の行使を拒んだ場合（第 7 条）
- ◇ 法定労働時間を守らなかった場合（第 32 条）
- ◇ 法定休憩を守らなかった場合（第 34 条）
- ◇ 法定休日を与えなかった場合（第 35 条）
- ◇ 有害業務に 2 時間以上を超えて残業させた場合（第 36 条第 1 項但書）
- ◇ 割増賃金を支払わなかった場合（第 37 条）
- ◇ 法定の年次有給休暇を付与しなかった場合（第 39 条）
- ◇ 年少者に深夜業をさせた場合（第 61 条）
- ◇ 年少者を危険有害業務に就かせた場合（第 62 条）
- ◇ 妊産婦を危険有害業務に就かせた場合（第 64 条の 3）
- ◇ 産前産後の休業を与えなかった場合（第 65 条）
- ◇ 妊産婦の請求にもかかわらず時間外労働等をさせた場合（第 66 条）
- ◇ 育児時間を与えなかった場合（第 67 条）
- ◇ 未成年の認定職業訓練の訓練生に 12 労働日の年次有給休暇を付与しなかった場合（第 72 条）

30万円以下の罰金

- ◇ 1 ヶ月単位、1 年単位ならびに 1 週間単位の変形労働時間制に係る労使協定を届け出ていなかった場合（第 32 条の 2 第 2 項、第 32 条の 4 第 4 項、第 32 条の 5 第 3 項）
- ◇ 1 週間単位の変形労働時間制で前週末までに翌週の各日の労働時間を書面により通知しなかった場合（第 32 条の 5 第 2 項）
- ◇ 事業場外のみなし労働時間制に係る労使協定を届け出ていなかった場合（第 38 条の 2 第 3 項）
- ◇ 専門業務型裁量労働制の労使協定を届け出ていなかった場合（第 38 条の 3 第 2 項）
- ◇ 生理休暇を与えなかった場合（第 68 条）

はたらくあなたの相談に対応します！
安心してご相談ください。



ひとりでも
誰でも入れる

RENTAI UNION

相談無料
秘密厳守



06-6583-5546
✉ web@rentai-union.com